

## 板橋区歯科衛生センター事業実施要綱

(昭和 59 年 3 月 28 日 区長決裁)

第 1 条 東京都板橋区（以下「区」という。）は、板橋区歯科衛生センターにおいて、公益社団法人東京都板橋区歯科医師会（以下「会」という。）の協力を得て、次の事業（以下「事業」という。）を実施する。

- (1) 休日歯科応急診療
- (2) 障がい者歯科診療
- (3) 通院困難な方への訪問歯科診療等
- (4) その他歯科公衆衛生の向上に資すること

第 2 条 前条に規定する事業の対象者は、板橋区内に居住する者で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 休日歯科応急診療  
休日に歯科診療を必要とする者
- (2) 障がい者歯科診療  
障がいを有する者で、歯科診療を希望する者
- (3) 通院困難な方への訪問歯科診療等  
寝たきりの状態にある高齢者及び障がい者で、歯科診療を希望する者
- (4) 歯科衛生相談  
歯科衛生相談を希望する者

第 3 条 区は、事業の実施を会へ委託する。

第 4 条 事業の実施方法は、この要綱の規定及び前条の規定により締結する会との委託契約に定めるもののほか、区の承諾を得て会が定めるところによる。

2 診療等の日時は、次のとおりとする。

- (1) 休日歯科応急診療  
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に基づく休日（以下「休日」という。）並びに年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで。以下同じ。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- (2) 障がい者歯科診療  
毎週土曜日（休日及び年末年始を除く。）の午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、区長が特に必要と認める場合は、実施日を変更することができる。
- (3) 通院困難な方への訪問歯科診療等  
ア 毎週土曜日（休日及び年末年始を除く。）の午後 1 時から午後 5 時まで。ただし、区長が特に必要と認める場合は、実施日を変更することができる。

- イ 歯科診療希望者に対する歯科衛生聞き取り調査及び相談  
毎週月曜日から土曜日（休日及び年末年始を除く。）の午後1時から午後5時まで。
  - (4) 歯科衛生相談  
毎週月曜日から土曜日（休日及び年末年始を除く。）の午後1時から午後5時まで。
  - 3 診療受付は、原則として電話により、診療等の開始時間から午後4時まで行う。
  - 4 障がい者歯科診療及び通院困難な方への訪問歯科診療等は、予約制とする。
  - 5 診療体制は、次のとおりとする。
    - (1) 休日歯科応急診療  
原則として、歯科医師、歯科衛生士、助手各1名の3名をもって1医療単位とする。
    - (2) 障がい者歯科診療  
原則として、歯科医師3名、歯科衛生士4名の7名をもって1医療単位とする。ただし、当分の間は、必要に応じて、障がい者歯科専門医1名を加える。
    - (3) 通院困難な方への訪問歯科診療等
      - ア 通院困難な方への訪問歯科診療  
原則として、歯科医師1名、歯科衛生士2名の3名をもって1医療単位とし、2医療単位によって行う。
      - イ 歯科診療希望者に対する歯科衛生聞き取り調査及び相談  
原則として、歯科衛生士1名によって行う。
    - (4) 歯科衛生相談  
原則として、歯科衛生士1名によって行う。
- 第5条 診療費は、患者の負担とする。この場合において、患者が社会保険等により診療を受ける場合は、保険証を事前に提出しなければならない。
- 第6条 歯科衛生センター及び訪問先において、診療措置が困難であると担当歯科医師が判断したときは、連携医療機関等へ患者を移送する。
- 第7条 通院困難な方への訪問歯科診療において、担当歯科医師は、患者の症例により、内科主治医及び歯科主治医の立会いが必要と判断したときは、その主治医の協力を求めることができる。
- 第8条 会は、事業の一部を電算処理する場合、そのデータを目的外使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。
- 第9条 区は、事業の目的を達するため、会と年1回以上連絡協議会を開く。

付 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年4月の休日歯科応急診療については、休日歯科診療センターにおいて実施する。
- 3 障害者歯科診療等及び歯科衛生相談は、昭和59年6月から実施する。
- 4 板橋区休日歯科応急診療事業実施要綱（昭和53年5月29日区長決裁）は、廃止する。

付 則

この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療等に係る規定は、昭和63年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から施行する。